教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項 の報告について

川崎市学校運営協議会委員のうち当該指定学校の校長及び教職員の任免

任命期間が平成28年4月1日~平成30年3月31日の委員

学校名	選出区分	任	免
稲田中学校	教職員	猪又健一	鈴木克彦

任命期間が平成28年4月1日~平成31年3月31日の委員

学校名	選出区分	任	免
川中島小学校	教職員	渡辺成昭	橋本祐二
川中島小学校	教職員	石橋 悟	盛光 秀之
東小田小学校	校 長	加藤順也	_
南河原小学校	校 長	青木由秋	_
上丸子小学校	校 長	岩 間 章	_
土橋小学校	教職員	飯塚正行	今吉 純一
土橋小学校	教職員	松川孝之	山本 直
中野島中学校	校 長	高城英一	樋口安成
中野島中学校	教職員	平井 和也	高城英一

根拠法令:「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第5号

【資料】

- •学校運営協議会設置校一覧
- ・「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」及び「川崎市学校運営協議会規則」(抜粋)

平成28年度 学校運営協議会設置校 (コミュニティ・スクール)

区	設置指定校	現在の指定期間	初回指定
川崎区	川中島小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18年度
	東小田小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18年度
幸区	南河原小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18 年度
中原区 —	上丸子小学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
	苅宿小学校	H27.4.1~H30.3.31	H27 年度
高津区	東橘中学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
宮前区	土橋小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18 年度
多摩区	中野島中学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
	稲田中学校	H27.4.1~H30.3.31	H27 年度
麻生区	金程小学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度

(各学校とも委員数は16名以下で、保護者、地域関係者、学校関係者、学識経験者が主体)

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (抜粋)

(教育長の専決事項)

- 第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決する ことができる。
- (1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会 提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
- (2) 委員会が指定する請願等に関すること。
- (3) 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事(教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。)に関すること。
- (5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校運営協議会規則 (平成18年教育委員会規則第2号)第6条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期 途中での任免に関すること。
- 2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に 報告しなければならない。

川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

第6条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。